

路政問答

本欄は眞摯の心構を以て路政に關する研究に資せんとする爲めに設けたる次第に付概念の遊戲に墮するが如きものは差控可成實際上の處理に關する疑義の質義に利用せられんことを望む

△我帝國は愈々東亞保全之爲、長期建設を目ざして新秩序を整へ邁進しなければならぬ時節となつた。夫故に土木報國の使命を荷へる吾人は此上にも業務上の智能を啓き認識を深かめ各自の立場に於て畢生の努力を盡し以て帝國の發展に貢獻せねばならぬ。仍て新に「路政問答」なる欄を設け道路法、軌道法、自動車交通事業法、陸上交通事業調整法、土地收用法、水道條例、下水道法及之等の附屬又は關係法規に關する質疑は勿論事實に即して卷起せる疑義について慎重研究の上本誌上に其の解答を公にし以て廣く研究の資に供せんと欲する。庶幾は愛讀の誦彦は充分に本欄を利用せられんことを。(編輯主任)

田 口 二 郎

◎行政區劃の境界に係る町村道橋梁の管理者に

對する第一次監督官廳

問 兩縣界に在る橋梁の管理者が道路法第十八條第一項に依り定まりたる上其の管理者に於て監督官廳の認可を要す

る行爲を爲さむとするときは其の管理者たる町村長の第一次監督官廳たる知事の認可のみを以て足るか、將又道路關係を有する兩縣知事の認可を要するものなりや。(笠原生)

答 此の問題に付ては、本誌第二十卷第十二號(昭和十三年十二月一日發行)の本欄に於て、日生氏の御質問に對し

「二府縣に互る市道、町村道の管理者に對する第一次監督官廳」と題してお答へした處と同様に、其の管理者たる町村長の第一次監督官廳たる府縣知事の認可を受くべきものと解す。

◎一般自動車道の供用開始前に於ける起業廢止

問 自動車道事業の經營の免許を受けた者が資金調達難其の他種々の理由に依つて一般自動車道を開設せずして、其の起業を廢止せんとする場合に、其の理由が相當であり事情已むを得ざるものと認めらるゝならば、之を許しても差支ない様に思はれる。然るに自動車交通事業法第二十七條は、主務大臣の許可を受くるに非ざれば「其ノ事業ニ屬スル一般自動車道ノ全部又ハ一部ノ供用ヲ休止シ又ハ廢止スル」ことを得ざる旨を規定するに止まり、供用開始前に於ける起業廢止に關しては何等言及する處がないが、之は斯る起業廢止を認めざるの法意なりや。(公三)

答 自動車交通事業法第二十三條は一般自動車道の供用開

始に付主務大臣の認可を受くべき旨を規定し、第二十七條に於ては供用の休止又は廢止は主務大臣の許可を要するものと規定して居り、その他には事業廢止に關する規定は何にもないから、一般自動車道の供用開始以前に於ける起業廢止は、之を認めないのではないかと謂ふ疑問を生ずるのは一應尤もではあるが、此の様な考へ方は法の精神にかなつたものと謂ふことは出来ない。

法第二十七條は自動車道事業者に事業繼續の義務を認めたる規定であつて、其の反面に於て正當の事由ある場合に於ては、此の義務の停止又は免除の許可を受け得ることを定めたものである。従つて御意見の通り、其の理由が相當である限り事業繼續義務の免除を認めなければならないことは一般自動車道の供用開始前であると後であると依つて何等異なるものではない。只此の義務の免除を受ける必要は事業の經營が面白く行かないと謂ふ様な供用開始以後に於ける事實に基いて起ることが普通であらうから法は此の一般的事實に着眼して「供用ヲ休止シ又ハ廢止スル」と謂ふ

字句を用いたものと思はれる。

されば供用開始前に於て事業繼續義務の免除を受けんとする場合即ち供用開始前に於ける起業廢止の場合も亦法第二十七條の規定に依り許可を受くべきものと解さねばならない。而して此の許可を受けたならば、當然法第三十條第四號に依り免許は其の效力を失ふのである。

然しながら、法第二十七條及第三十條第四號の字句は誤

解をまねき易く、適當の表現とは謂ひ得ないから、當局は

適當の機會に於て、自動車運輸事業に付同法第十二條及第十五條第六號が規定する處と同様に「主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ス」、「事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ」と改むるやう考慮すべきであらう。

東京市路面改良計畫ニ關スル調査書「大正八年七月道路改良會」の附録

「路面改良ニ伴フ利益ノ實例——千八百八十五年米國「オハイオ」洲シンナチ市ニ於て市内道路ノ路面ヲ改良セル實例ニ徴スルニ當時木塊及石塊ヲ以テ鋪裝シタル街路接續地ノ價格ハ鋪裝前後（一八八三年乃至一八九〇年）七年間ニ約四割九分ノ騰貴ヲ爲シタルニ拘ハラズ其ノ同筋若ハ附近ノ街路ニシテ改良セザル部分ノ接續地方同期間内僅ニ一割六分餘ノ騰貴ヲ示シタルニ過キザルニ觀ルモ如何ニ路面改良工事ガ沿道土地ノ價格ニ影響ヲ及スカヲ知ルニ足ラン云々」